

水道料金・下水道使用料の支払猶予のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金、下水道使用料のお支払いが一時的に困難である場合には、下記の水道料金、下水道使用料に限り、お支払いを4か月間猶予します。

支払猶予対象となる水道料金と下水道使用料

		納付書 発送日	支払猶予を希望される場合		通常の場合	
			納期限 (口座振替日)	口座 再振替日	納期限 (口座振替日)	口座 再振替日
水道料金	4月分(2～3月使用分)	4/16	8/31	9/17	4/30	5/18
	6月分(4～5月使用分)	6/16	11/2	11/17	6/30	7/17
下水道 使用料	2月分(12～1月使用分)	3/16	7/31	8/17	3/31	4/17
	4月分(2～3月使用分)	5/15	9/30	10/19	6/1	6/17
	6月分(4～5月使用分)	7/16	11/30	12/17	7/31	8/17

上記の他、分納誓約により、3/31～7/31まで支払うように誓約された水道料金・下水道使用料も、各納期限を4か月間猶予します。

支払猶予をご希望される場合は

- ① 水道料金等支払猶予申請書 兼 誓約書をご提出ください。
- ② 納付書払いの方は、納期限が4か月延長された納付書が、通常の時期に届きますので、上記の各納期限までにお支払いください。口座振替の方は、上記口座振替日に口座振替されます。
- ③ この措置は、水道料金・下水道使用料の免除ではなく支払期限の延長です。このため、上記の料金・使用料について全て支払猶予をご希望をされた場合は、猶予期間の終了後、8月末から11月末にかけて、通常2か月使用分ずつのお支払いであるところに支払猶予分が加わり、4か月使用分ずつのお支払いとなることをご了承ください。なお、お支払いが一部でも可能になった場合は、お支払いが可能な金額で一部入金をしていただくことができますので随時お問い合わせください。

問い合わせ先 郡上市役所環境水道部水道総務課 0575-67-1129